

八王子市長 石森孝志様

2021年11月1日

2022年度 予算要望書

私たち八王子・生活者ネットワークは、暮らしの中の身近な問題を解決するために大勢の市民の声を集めて政策をつくり、八王子を「生活のまち・暮らしやすいまち」にするために活動しています。

今年度の活動の一環として、「ひとりにしない子育て・介護 ～支えあい分かちあう地域社会へ～」のスローガンのもと、テーマを子育て・介護とした「ひとこと提案アンケート」を行いました。

ぜひ市民の切実な思いを2022年度の八王子市の予算に反映されるようお願いいたします。尚、諸事ご多忙とは存じますが、この要望書に対するご回答は、文書によりお願いいたします。

八王子・生活者ネットワーク 代表 鳴海有理

(連絡先)

八王子・生活者ネットワーク
〒192-0066 八王子市本町3-4 TRYビル3階
TEL:042-623-8802 FAX:042-627-4507
E-mail:hachiouji-net@nifty.com

1、新しい働き方への支援

(1) コロナ禍で、真っ先に非正規雇用などの弱者が切られてしまうなど、利益優先・資本主義の息詰まりが明らかになった昨今、新しい働き方に注目が集まっている。「労働者協同組合法」(以下、ワーカーズ法)が2020年12月に成立し、施行を控えている。ワーカーズ法は、「出資」「経営」「労働」を組合員全員が担いあう協同組合を法人格として認めるものであり、その目的に「多様な就労の機会を創出」や「持続可能で活力ある地域社会の実現」が明記された。地域の課題解決や地域経済循環活性化にたいへん重要な法律と言える。

そこで、八王子市として労働者協同組合である『ワーカーズ・コレクティブ』について、市民に周知・啓発すること。

(2) 地域課題の解決などを行おうとする事業者と市内空き家・空き店舗や地域の資源のマッチングができる仕組みをつくること。

(3) 地域に貢献する新たな事業を始めたい人、アイデアをもつ人などが集まり、交流ができる場を設けること。

(4) 持続可能な地域社会の実現のため、多様な雇用の機会の創出や、地域の課題解決を行なう起業・事業拡大に、市として相談や資金面などで後押しすること。

(5) これまでもワーカーズ・コレクティブの形態で運営をしている事業者はあるが、NPO法人などの法人格を持つところもあれば、法人格もたない(もてない)事業者もいる。しかし、コロナ禍で事業者の支援策を考えるにあたり、法人格の有無によって対応の差がでた。今後、法人格によらない横断的な制度設計をすること。

2、若者・労働

(1) 東京都は、都民の就労の支援に係る施策の推進とソーシャルファームの創設の促進に関する条例を施行し、ソーシャルファームへの支援事業を打ち出し、すでにいくつかの企業が認定され雇用促進につながっている。

八王子市も本事業を活用し、ソーシャルファームの開拓・育成を進め、若者など働きにくさを抱える方の支援につなげること。

(2) コロナ禍で労働環境は悪化の一途である。東京都は施設を集約し、相談の入り口としての電話相談体制の充実を図るとし、市は出張相談日を設けるなど都に働きかけるとしているが、相談したい人にとっては近くに常設で相談できるとことがあることが大

切で、現在八王子にある東京都労働相談情報センターが移転してしまうと相談できない人も出てきてしまう。

23区内では飯田橋に新設した時にも一か所に絞ってはいない。立川市に機能が充実した労働相談情報センターができたとしても、広い多摩地域に一か所では機能しない。中央線、横浜線、八高線の結節点であるという八王子の立地の良さを生かして、分館でもいいので常設の労働相談情報センターを八王子市に残すよう東京都に引き続き働きかけること。

- (3) 労政会館については、市は多くの市民が気軽に利用できる施設と認識し、産業交流センターに近接していることも踏まえ相乗効果を生み出すような活用ができないか都に対して連携も含めた働きかけを行なうとしている。引き続き東京都に働きかけ、労政会館の活用を具体的に進めること。

3、高齢者福祉

- (1) コロナ禍の介護事業所では、感染予防の対応や、ワクチン接種や給付金などに伴う手続きの事務業務も多くなり、より負担が重くなっている。市として介護事業所の現場の声を把握し、感染予防など相談体制や、事務手続き軽減のためのシステム構築を検討すること。

- (2) 未だコロナ下にある生活は、継続して高齢者の孤立化と、体力低下や生活不活性による病気や認知症の進行が懸念される。一人暮らしや高齢者世帯では、多くが「食」に対する不安を抱えており、作ることができない場合、家事援助を受けるか配食サービス(弁当)を利用することになる。食事提供の民間サービスが増えているが、配食サービスは食事を届けるだけでなく、「見守り」＝対面をして異変があった場合に緊急対応がとれることや、個々の様態に合わせた食事の提供、栄養面での配慮など行なえることが重要である。配食数が増えるほど理念としている見守りが十分できなくなることを懸念している。実際コロナ下で配食数が増え、見守りに費やす時間が減少し、配食数を減らしたと聞いている。見守りをていねいに行なうには車の台数や配達人員を増やす必要があるが、経済的に苦しくなる。今後も、配食サービスへの需要が高まるであろう中、見守りが行なえる配食サービスが継続できるよう活動支援をすること。

4、障がい者福祉

- (1) 障がい者の就労継続支援事業所の家賃補助事業については、本年度から段階的に補助上限額を減額する見直しになってしまった。しかし、家賃補助の減額によって

事業所の運営がますます厳しくなり、支援員の配置や待遇にも影響が出ることも考えられ、支援の質が後退してしまうことも考えられる。家賃補助上限額を減額しないこと。また、新たな補助制度「重度障害児(者)受入促進補助」は全く別の議論なので代替補助としないこと。

(2)市は障がい者の就労事業所に通うための交通費補助はないが、自治体によっては通所回数に応じて交通費補助を出す支援もある。しかし市では現在、交通費補助について考えてはいないとのこと。より質の高いサービスの提供のために送迎加算を行っているとのことだが、自力通所の支援は自立支援にも極めて重要である。短時間しか働くことができない人にとっては工賃よりも交通費の方が高くなることもあり、交通費補助を行うことは自立支援を促進する上で必要と考える。補助について検討すること。

(3)八王子市の移動支援事業実施要綱では、移動支援と行動援護、同行援護、重度訪問介護の併用ができなくなっている。行動援護や重度訪問介護という、重度の障がいのある方にマッチしたサービスがあるにもかかわらず、比較的、事業者数の多い移動支援を契約していると行動援護、重度訪問介護、同行援護の事業所を見つけても併用できないために、どちらかを選択しなければならない。現状、重度の方のためのサービス供給が不足している(探しても見つからない)状況があり、適切な支援が受けられない。この要綱を撤廃し、移動支援と行動援護、同行援護、重度訪問介護の併用をできるようにすること。

(4)コロナ禍の特例で障がい者の日中活動の在宅作業が認められた。就労継続支援 B 型は、在宅ワークが恒久的な制度として継続されるとのことだが、生活介護では、特例のままになっている。行動障害のある方や持病のある方が通所での創作活動、生産活動と持ち帰りでの創作活動、生産活動をバランスよく組むことによって、行動障害が改善されるケースが多くなってきている。直接的な身体介護はできないが、オンラインや ICT を通して、意思表示や動作指示などの支援も可能で、ただご家庭で過ごす状態とは異なる。事業者も健康管理、活動提供、密な連絡など支援を行なっている現状から、生活介護の在宅作業も特例ではなく制度として継続すること。

5、子ども・教育

(1)不登校の相談窓口として教育センターの総合教育相談があるが、基本的には学校への復帰を目指すものである。学校への復帰に終始することなく、保護者や子どもの気持ちに寄り添い、学校以外の居場所の選択肢も提示し、連携して支援する必要がある。例えば、千葉県教育委員会が作成している「不登校児童生徒・保護者のためのサポートガイド」のように、民間のフリースクールなどの情報も含めた、包括的な情報

提供を行なうこと。

(2) 学校給食について

① 地場野菜の導入について、学校によってばらつきがある。

全校で地場野菜の導入に取り組むこと。

② 学校給食へのオーガニック食材導入を求める声が高まっている。まずは、市からオーガニック給食食材の使用について積極的な発信を行なうこと。また、すでにこだわって納入している食材についても、学校 HP 等で積極的に発信すること。

③ 学校給食のオーガニック食材導入を進めるために、生産者が化学肥料、化学的な農薬に代わるものを購入する際に補助を出し、有機農業を後押しすること。

④ 中学校の給食時間を十分に確保すること。

センター給食となった中学校では、給食準備時間を増やしたとはいえ、実質的にはゆっくり給食を食べる時間が取れていない。弁当併用デリバリーランチの学校も含め、ゆとりをもって食べられるように適切な食事の時間を確保すること。

⑤ ビンから紙パック牛乳となり、手をつけていない牛乳パックを残渣容器に空け捨てるという作業を子どもたちが行なっている現状である。毎日1クラスあたり、未開封5本以上の牛乳を捨てていることは、食品ロス対策としても教育的にも大変よろしくない。アレルギーか否かは関係なく、給食の牛乳は手上げ式で、飲みたい子どもが選ぶ方式とし、牛乳のロスをなくすこと。

⑥ 学校給食用地場野菜の生産と生ごみ堆肥の関係について。

給食残渣を堆肥化し、学校給食用野菜の畑に使う循環の考え方は理解するが、飲食店やスーパーからの残渣や、家庭用生ごみなども含むものであれば、堆肥にするのではなく、燃やさずに片付けるに留めて欲しい。食品添加物や飼料に含まれる抗生物質などが心配であり、望ましくない。畑に使うのであれば、学校給食残渣のみで堆肥化できるようにすること。

(3) 小中学校の混合名簿について、混合名簿作成を教育委員会が行ない、毎年各校の使用状況を把握すること。

(4) 特別支援学級は、全員が知的障害の診断基準を満たしているわけではなく、情緒面に配慮を希望して特別支援学級を選んで進学したけれど、発達検査では標準に近い知的能力(IQ90代)を持っている児童もいる。情緒面や学習速度は課題があるけれどももっと学びたいという思いを抱いている児童は、特別支援学級では中学生レベル

の授業は行なわれないので、学ぶ機会が奪われ、進路選択に不利が生じる。特別支援学級でも習熟度に合わせた学習を行なうことができるよう、特別支援学級を選択しても普通学級での学習も選択できるなど、柔軟な対応をすること。

(5) 朝鮮学校への助成金については今までも要望をしてきたが、市からはいつも補助金の支出については、公益性、公平性に沿った客観的な判断が必要であるとして、他の私立小・中学校へ通学する児童・生徒の保護者及び学校運営への補助金を支出していないことから、現時点では朝鮮学校など外国人学校への助成金制度を創設する考えはないとのこと。しかし、私立学校への公費の助成状況を考えると外国人学校へ助成することが公平性を欠くことにはならない。八王子市としては民族教育の重要性も十分認めている。ぜひ子どもの権利条約の見地からも再検討し、朝鮮学校をはじめとする外国人学校への助成金制度を早期に創設すること。

(6) 幼保無償化の対象から外れている子どもたちのために、「小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱」がつけられたことは喜ばしいことである。しかし、第2条の(1)に「ただし、八王子市外に所在する施設については、当該施設が所在する市区町村から対象施設等の決定を受けているもの」とあるので、所在する自治体が認めていない場合は、そこに通う園児が八王子市にいたとしてもこの事業の適用は受けられない。このような事態が生じないように、この但し書きの記載を幼保無償化の対象とならない施設に通う八王子市のすべての子どもたちが対象となるよう修正すること。

6、環境

(1) 市はゼロカーボンシティ宣言をすると発表したが、より実効性のあるものにするためにも、「八王子市地球温暖化対策地域推進計画」2020～2030の見直しを市民参加で行ない、市民や事業者とともに進めていくこと。ゼロエミッション、生物多様性地域戦略、八王子市版 RE100、農林業施策など、多角的に実効性ある計画と対策を推進すること。

(2) 市の生ごみ減量の取り組みとして、「ダンボールコンポスト」を進めているが、失敗して挫折する人も少なくはない。市独自に生ごみを回収して、バイオガス利用の実証実験など、新たな取り組みを行うこと。

7、消費生活

(1)洗剤や柔軟剤、化粧品、消臭剤などの香りによって、また、香りがなくても揮発した合成された化学物質によって体調を崩す香害被害者、化学物質過敏症の方がいる。

市では、香りのマナーポスターを市民センターなど公共施設に掲示している。香害や化学物質過敏症で苦しんでいる方が市内にもいることから、ポスターの内容に「化学物質過敏症について」を追記し、さらなる周知啓発をすること。

(2)におい感じ方は人それぞれだが、職員や教職員の身にまとっている香りで体調をくずしてしまう人もいる。市民に日常的に接することの多い職員、教職員については、香害、化学物質過敏症について理解を深めるよう研修を行なうこと。

8、まちづくり

(1)高尾駅北口のバスロータリーは、日差しや雨、雪をよける屋根がなく、バスを待つ間腰掛ける椅子も少ない。バスの本数が少ないと待ち時間も多くなる。座る場所、日差しや雨を避けられるようにすること。

(2)2022年3月に八王子駅南口のJR横浜線ホームに隣接する駐輪場が閉鎖となるが、朝から晩まで停められる通勤通学の人ができる南口の駐輪場は、タワー式の駐輪場と南口臨時のみである。タワー式の駐輪場は、割高であること、自転車の形状によっては使えないことから、3月以降、自転車駐輪場を利用できない自転車難民を生みかねない。通勤通学の人ができる駐輪場を早急に整備すること。

9、平和

(1)八王子平和・原爆資料館にはたくさんの重要な資料がある。市はその運営団体からの要望に対して公的施設としての運営は考えていないが、資料を受け入れ、平和展などでの活用は検討するとしている。しかし、戦争を伝えることが困難になっている現在、広く児童生徒の平和教育を進めるうえでも公的な常設施設は必要である。世田谷区の「せたがや未来の平和館」ように、市として常設展示ができる環境を整えること。

(2)八王子市の北には横田基地があり、市内上空を飛ぶ米軍の飛行機を毎日のように目にする。米軍機はしばしば低空飛行のため騒音があり、また落下物の危険性がある。市街地上空の飛行を止めるよう、防衛省を通じて米軍に申し入れること。

(3)戦争遺跡は年月の経過とともに劣化し、立ち入りが危険とされている所もある。このままでは、遺跡の存続が危ぶまれる。民有地にある遺跡が多いため、調査・保存に困難な事情があるといわれているが、市として適正な調整を図り、遺跡の調査を進め、保存に努めること。